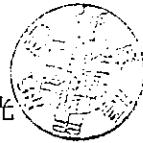


平成 14 年 5 月 9 日

金融庁長官 殿
森 昭治 殿

池袋信用組合
金融整理管財人 町田 曠光

金融整理管財人 片山 達



「業務及び財産の状況等に関する報告」及び
「経営に関する計画」の提出について

当組合の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。
さて、預金保険法第 80 条の規程に基づき、標記について別紙の書類を提出いたします。

目 次

I. 業務及び財産の状況等に関する報告	1
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
① 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
② 経営破綻に至った経緯	1
③ 破綻に至った要因	1
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
① 資本の状況	2
② 自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	2
(1) 与信業務	2
(2) 預金業務	2
(3) 投資等業務	3
① 投資有価証券	3
② 商品有価証券	3
(4) 固定資産の状況	3
(5) 不良債権の状況	4
(6) 関係会社の状況	4
3. 事業譲渡等の見込みについて	4
(1) 基本方針	4
① 早期譲渡	4
② 優良な顧客基盤・資産の維持	4
③ 経費の削減	4
④ 地域金融機能の維持	5
⑤ 内部管理体制の整備	5
⑥ 責任追求体制の整備	5
(2) 具体的施策	5
(3) 事業譲渡の見込み	5
II. 経営に関する計画	6
1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	6
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	6
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持	6
(3) 公的費用の極小化	6
(4) 地域経済への配慮	6
(5) 内部管理体制の確立	6
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	6
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	6
(1) 基本運営方針	6
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	7

(3) 個別業務運営方針	7
① 与信業務運営方針	7
② 資金調達業務運営方針	8
③ 投資業務運営方針	8
④ 経費運営方針	8
⑤ その他の業務運営方針	8
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	8
(1) 経営責任の明確化	8
① 旧経営陣の辞任等	8
② 役員退職慰労金	8
(2) 経費の削減	8
① 人員及び人件費の削減	8
② 物件費の削減	9
(3) 店舗統廃合	9
(4) 保有資産の処分	9
(5) 内部管理体制の整備	9
(6) 関係会社の整理	9
(7) 不良債権の回収強化	9
4. 法令等の遵守	10
5. 預金保険法第 83 条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等	10

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成 13 年 12 月 21 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。

これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第 80 条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成 13 年 12 月 21 日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第 83 条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査をすすめており、これらにつきましても後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

① 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和 27 年 12 月 10 日、組合員の経済活動を促進し、地区内の中小規模の事業者・勤労者その他組合員に必要な金融事業を行うことを目的として、豊島区を中心として設立されました。平成 10 年 9 月 28 日、北区に本店のあった豊信用組合の事業を譲受け、現在に至ります。

営業地域については、東京都（豊島区、新宿区、板橋区、中野区、千代田区、北区、練馬区、文京区、荒川区、杉並区、台東区、渋谷区、足立区）しております。

営業体制については、本店及び豊島区、板橋区、練馬区、荒川区、足立区に設置している支店をあわせて計 8 店舗において中小零細企業者、勤労者等に対する預金・融資業務を中心に地域経済の発展に寄与すべく事業展開を図ってまいりました。

当組合は、健全経営を目指し、資産内容の健全化に努めるとともに人件費を含めた経費の削減に努めてまいりましたが、長引く不況による取引先の事業悪化等から、償却・引当額の増加により自己資本の減少を招来せしめました。

② 経営破綻に至った経緯

平成 12 年 2 月に東京都の検査結果（自己資本比率 0.35%）に基づき、東京都より早期是正措置が発動されており、自己資本充実の努力を行っていたが、平成 13 年 3 月期決算においても、1,325 百万円の償却・引当が必要となったことから、当期損失金 1,020 百万円を計上することとなり、自己資本比率は、1.51%にとどまりました。更に、平成 12 年 3 月末を基準日として実施されました金融検査の結果（平成 13 年 6 月通知）等を踏まえて、平成 13 年 6 月末を基準日として自己査定を実施した結果、取引先の業況悪化による不良債権の増大により、新たに 1,832 百万円の償却・引当が必要となり、4,734 百万円の貸倒引当金の計上を余儀なくされた結果、▲1,432 百万円（連結決算は▲1,433 百万円）の債務超過となりました。

こうした状況下にあって、上記決算内容では預金者はじめ取引先の信頼を維持することは困難であると判断し、自主再建を断念、破綻公表するに至りました。

③ 破綻に至った要因

(外部経済要因)

長引く不況により取引先の業績の悪化したことに加え、当組合の地域の中小零細業者及び勤労者が、バブルの経済崩壊の後遺症から脱却できなかつたことや担保不動産価格の下落が止まらなかつたことなどから、貸出資産が劣化しました。

(信用リスク管理体制の不備)

信用リスク管理については、自己査定体制が確立していないため、けん制機能も不十分となっており、自己査定に基づいた取組方針が明確に定まっていなかったこと、債務者の財務内容の分析や実態把握が不十分なまま融資審査が行われていたことならびに貸出金の回収・管理についても返済状況に着目するだけの体質であるなど債務者管理が十分に行われてこなかったこと、さらに優良取引先確保への努力不足など、貸出資産の健全化への取り組みが十分でなかったといえます。

これらに加え、資産の自己査定が不正確であったこと、および毀損額の算定が過少であったことの自己査定等に対する認識の不十分さなどを要因として、経営破綻に至りました。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

① 資本の状況

当組合は、平成12年2月に東京都から早期是正措置を受けていたところですが、平成13年3月期の決算で、1,325百万円の償却・引当を行ったことなどから、多額の損失金（約10億円）を計上し、自己資本比率が、1.51%まで低下することとなりました。

その後、平成12年10月に実施された財務局による検査結果を踏まえ、当組合で平成13年6月末現在の財務状況等について改めて精査した結果、さらに追加の償却・引当（約18億円）が必要となり、多額の債務超過（▲1,432百万円）に陥り、自己資本比率が▲8.09%となりました。

② 自己資本回復の断念

当組合は、上述のごとく平成13年6月末において、自己資本比率が▲8.09%に低下したことから自己資本の充実が喫緊の課題となりましたが、現下の厳しい経営環境のなか、債務超過を早急に解消する有効な改善策が見出せず、自力再建は不可能との判断をせざるを得ませんでした。

よって、かかる判断のもと、平成14年12月21日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業区域の小売飲食業、不動産業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めています。

＜貸出残高推移＞ 店舗数： 8 店 (単位：百万円、 %)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考)業界平均 (13年3月期)	
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
貸出金残高	28,019	100.0	29,770	100.0	31,624	100.0	30,792	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	17,454	62.3	20,217	67.9	21,723	68.7	21,434	69.6	29,059	67.7
うち個人	10,565	37.7	9,553	32.1	9,901	31.3	9,357	30.4	13,325	31.0
うちその他	0	0	0	0	0	0	0	0	543	1.3

*「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務については、個人、あるいは小規模零細企業主やその家族等の貯蓄性指向の定期性預金が多く、総預金に占める比率も高くなっています。

また、小売商店主やその家族、従業員、知人を中心とした取引先とした営業活動により、維持されてきました。

<預金残高推移> 店舗数：8店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考)業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	34,111	100.0	39,726	100.0	38,746	100.0	38,426	100.0	65,732	100.0
うち要求払性預金	3,019	8.8	4,784	12.0	4,406	11.4	4,641	12.1	-	-
うち定期性預金	31,092	91.2	34,942	88.0	34,340	88.6	33,785	87.9	-	-

(うち個人預金)	24,742	72.5	32,046	80.7	31,459	81.2	31,304	81.5	52,367	79.7
(うち法人預金)	7,126	20.9	7,515	18.9	7,048	18.2	6,946	18.1	11,118	16.9
(うちその他)	2,243	6.6	107	0.3	235	0.6	173	0.4	2,247	3.4

※「その他」には地方公共団体が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては、総資金量に占める割合は小さく、これまでにも多額の運用はしておりません。なお、破綻公表後は新たな購入は一切なく、預金流出の原資として保有分の売却を逐次進めております。

<投資有価証券残高推移> 店舗数：8店

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	4,506	3,020	3,333	13
国債・地方債	109	2,518	2,567	27
社債	4,308	402	393	0
株式	11	20	5	0
その他	77	77	366	△14
貸付有価証券	-	-	-	-

② 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物			
	件数	簿 値 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 値 取得価格	簿 値 償却後	
事業用 不動産	3	969 969	860	△109	3	359 416	167	
所有 不動産	5	149 149	149	0	2	14	14	

(注) 事業用不動産の建物の件数は、自前店舗3と賃貸店舗の付帯設備5の合計である。

所有不動産は代物弁済または自己競落の物件である。

簿価償却後の金額は平成14年3月末現在の見込値である。

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円)

区分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	836	2.6	1,563	5.1	1,163	2.3
延滞債権	2,536	8.0	4,654	15.1	4,402	8.8
3ヶ月以上延滞債権	1,540	4.9	339	1.1	195	0.4
貸出条件緩和債権	3,588	11.4	5,101	16.6	2,239	4.5
合計	8,500	26.9	11,657	37.9	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円)

区分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金額	債権に占める割合	金額	債権に占める割合	金額	債権に占める割合
破産更生債権等	2,046	6.0	3,371	10.2	3,311	6.3
危険債権	1,402	4.1	2,911	8.8	2,510	4.7
要管理債権	5,129	15.1	5,440	16.5	2,382	4.5
正常債権	25,440	74.8	21,224	64.4	44,817	84.5
合計	34,017	100.0	32,946	100.0	53,020	100.0

(6) 関係会社の状況

子会社(100%出資会社)：池信商事有限会社

当組合板橋支店店舗の賃貸及び管理を営んでおります。

子法人

：池信ビルディング有限会社

当組合本店駐車場の賃貸及び管理を営んでおります。

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④ 地域金融機能の維持

当組合の営業区域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業維持や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年2月28日付で東京三協信用金庫と事業譲渡契約を締結いたしました。

以上